

Title	「アリストテレスにおける論理・知識・存在」に対する一つの弁明
Sub Title	Comments on Ohide's "Logic, knowledge and being in Aristotle" : an apology for Aristotle
Author	牛田, 徳子(Ushida, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	1980
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.12 (1980. 12) ,p.1- 16
JaLC DOI	10.14991/005.00000012-0001
Abstract	アリストテレスにとっては、理由ある事象の必然性の知識が理由なき事象の必然性の知識より優位にある、ということが知識にとって本来的であった。したがってまた、原理の可知性は結論の可知性より優位にあり、したがってまた、原理・原因の確実性は結論・結果の確実性より優位にあるのが本来的でなければならなかった。本論は『分析論後書』と『形而上学』でこの原則が知識論的要請として打出されていること、それがかならずしも科学知識に逆行するわけではないことを述べ、最近表わされた大出晃教授の一論文に答えようとするものである。
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000012-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「アリストテレスにおける論理・知識・存在」

に対する一つの弁明

牛 田 徳 子

要 旨

アリストテレスにとっては、理由ある事象の必然性の知識が理由なき事象の必然性の知識より優位にある、ということが知識にとって本来的であった。したがってまた、原理の可知性は結論の可知性より優位にあり、したがってまた、原理・原因の確実性は結論・結果の確実性より優位にあるのが本来的でなければならなかった。本論は『分析論後書』と『形而上学』でこの原則が知識論的要請として打出されていること、それがかならずしも科学知識に逆行するわけではないことを述べ、最近表わされた大出晃教授の一論文に答えようとするものである。

大出晃教授は、論文「アリストテレスにおける論理・知識・存在」（『科学と存在論』（一九八〇年）所収 六三頁―八六頁）において、アリストテレスの論理学的論述をめぐって「彼に多大の感謝の念を抱くべき事柄」と「彼を容赦すべき事柄」のいくつかを指摘し、それらの論点を基にして「存在」の問題に触れておられる。

私は本稿で、教授が指摘する「彼を容赦すべき事柄」の一つを取上げ、それに対して或る程度の弁明を試みたい。そして、その論点と関連して述べられている「存在」の章の最終部分についても幾許かの言及を行いたい。

まず、大出論文が提出する問題の所在を簡単に記しておこう。

アリストテレスの『分析論』を通じて見出される、推論に関する基本原理の一つは「推論は前提の必然性を結論へ伝える」（七五頁）ということである。ところで『分析論』の後書（以下『後書』と略記する）では、この「基本原理」に関して、互いに逆のことを述べる表現が見出される。大出教授はそれを「第一の基本原理」、「第二の基本原理」と名付けて、次のように規定する。「いま、必然とか真であるということを簡単に信頼度と表現すると」

第一の基本原理は「結論の信頼度は前提の信頼度を下廻らない」ことを述べる

第二の基本原理は「前提の信頼度は結論の信頼度を下廻らない」ことを述べる

第二の基本原理は、第一のそれが「実証的な営みと相容れ」るのに反して、「相容れない」。「アリストテリズムが近代科学の成立期に眼の敵にされたのも、彼の学問観のこの面が、またその面のみが継承されたためではなかったかと思われるとともに、経験主義者としてのアリストテレスの評価もこの点にかかっていると思われる」（七七—七八頁—傍点筆者——）。

私は、近代科学の成立期において、「第二の基本原理」のみが継承されたために、アリストテリズムが眼の敵にされたのではないか、という観察に共感を覚える者である。しかし本論では「彼を容赦すべき歴史的事柄」は問わない。これから検討してゆきたいのは、アリストテレスのテキストのなかで、かの推論の基本原理がどのような知識論的意図のもとで立てられているか、ということである。ただし本論が使用するテキストは『後書』と『形而上学』にかぎられる。この点は私からの「容赦願いたい事柄」である。

* 以下、大出論文からの引用は太字で表わされる。

〔「このような考え方を第一の基本原理とよぶことにすると、『後書』の主な論点は、これとは異なる考え方をめぐって展開される(七六頁)。この考え方を第二の基本原理とよぶことにすると、第二の基本原理は第一の基本原理からは得られない(七七頁)。」

指摘のとおり、『後書』のほぼ冒頭から、「推論は前提の必然性を結論に伝える」かの基本原理は第二の考え方にもとづいて打出され、それをめぐってさまざまな弁証がなされている(A2—6章)。さらに、続くA巻の諸章もこの原理を強力に支持する議論であると見て差支えないだろう。簡単に言えば、『後書』の前半はほとんど、第二原理のために費されている、と言うことができる。

それでは、「第一の基本原理」は『後書』のどこに打出されているか。大出論文が引用した一箇所と、そのコメントを引用しておく。

「結論が必然なるものである場合に、結論がそれを通じて証明された中項が必然ならぬものであってもいっこうに差支えない。なぜなら、必然なる結論を必然ならざるものから推論して得ることは、真なる結論を真ならざるものから推論して得ることがありうるのと同じように、ありうることであるからである。しかるに中項が必然なるものである場合には、結論もまた必然なるものである。それはちょうど、真なるものからはいつも真なる結論が生ずるのと同じである……。さらに、結論が必然ならぬものである場合には、中項もまた必然なるものではありえない……」(A6, 75a 1—9)。

これらの引用は端的につきのことを示している。推論が前提の真を結論に伝えるのと同様に、推論は前提の必然性を結論へ伝える。ただし、この伝え方は、前提が必然(真)であるとすれば、結論もまた必然(真)であるということ

あって、結論の必然性（真）が前提の必然性（真）を保証するという意味ではない。言いかえれば、「 $\phi \rightarrow \psi$ 」がトートロジーで、しかも ϕ が真であれば、 ψ も真という事態に対応するもので、「 $\phi \rightarrow \psi$ 」がトートロジーであるからといって ϕ が真であるわけではない（七六頁）。

右の引用テキストはA 6章のなかにある。すでに指摘したとおり、その箇所は「第二の基本原理」をめぐる弁証論の文脈のなかにある。アリストテレスが彼の知識論の見地からこの「第一の基本原理」を重視していないことは、前後の文脈から明らかである。「理由を説明できない者は、たとえ論証が成立するとしても、知識を持っていると言えないならば、つまり小項Cについて大項Aが必然にあるけれども、（この結論が）それによって証明さるべき当の中項Bが必然にはあらぬ」という具合に推論が成り立っているならば、彼は理由を知っていないのである」（74b 27—30）。「かくして、人が論証によって知識を得るべきであるならば、（知識の対象たる事象が）必然にあるのでなければならぬのだから、明らかに彼は中項によって（その事象の）論証を得なければならぬ。さもなければ彼は（かの事象の）理由の知識を持つことも、かの事象のあること必然なることの知識を持つこともないだろう」（75a 12—15）。

ここでは知識は「理由ある事象の必然性」の知識でなければならないことが主張されている。この主張は、「第二の基本原理」を立てる出しになっているA 2章の冒頭の句「端的にそれぞれのものの知識を持っているとわれわれが信ずるのは……（1）事物がそれによってあるところの原因を、その事物の原因だと知っている信じ、（2）その事物が（か）の原因によってあること（）以外にありえないと知っている信じする時である」（71b 9—12）と一致する。

したがって第二の基本原理は第一の基本原理からは得られないのはアリストテレスにとって本来的であった。

〔二〕しかも、彼はこう考えねばならぬ理由についてはまったく述べていないのである(七七頁)。

アリストテレスが考えたところの「第二の基本原理」を大出論文が引用した(七七頁)とおりに、ここでも引用しておこう。

「われわれが事物についての信をもち、事物を知るのは、われわれが論証と呼ぶ、このような性質の推論をもつことによってでなければならないのだから、また、この推論は、この推論がそこから出発するこれらの原理があることにともづいてあるのであるから、われわれはこれらの第一の原理を、予め、すべて、もしくは、幾つか、知っていることがただ必然であるばかりでなく、同時にこれらを「結論よりも」いっそう優れた意味において知っていることが必然である。……われわれは第一の原理にもとづいて事物を知り、事物を信ずるのであるとすれば、われわれはそれらの第一の原理をも「結論よりも」いっそう優れた意味において知り、また信ずるのである。それはわれわれがそれら第一の原理にもとづいて、後のもの「結論」をも知り、また信ずるのであるからである」(A2, 72a26—32)。

右の文章はA2章のほぼ結論になっており、内容的には、大出論文によってすでに引用されている(六六頁)句——推論の前提が論証の本具の原理になるための条件を明示する一節——「論証的知識は「イ」真の、「ロ」第一の、……「ハ」結論よりもいっ、そう、よく知られえ、結論よりも先であり、(優位にあり——筆者——)結論の原因である原理から出発して得られるものでなければならない」(A2, 71b20—22——傍点筆者——)ことの確認である。

ところで、アリストテレスはこう考えねばならぬ理由についてはまったく述べていないのかどうか。原理的思考には充分な理由づけが得られないとしても、しかし、A2章に続く3章において、彼は上記の考えについて或る程度の理由を述べている、と私は考える。

彼は3章において、もし論証において結論より優位にあり、より大きい可知度——或いはより大きい信頼度——を持つ原理をその前提として認めないならば、二つの謬論の抬頭を許すことになるだろう、と考えている。その一つは、たとえ第一の原理がある、と認めても、不可論証である以上はそれは不可知である、したがって一般に仮設による *propositio* 知識があるだけであって、端的、本来的な知識はまったくありえない、という考え方である。もう一つは逆に、どんなことにも論証が成立してよい、なぜなら論証は循環的に行われてよいからだ、という考え方である。この章内での彼の反論は充分とは言えないけれども、すくなくとも彼がこれらの考え方を謬論として提出した意図は明瞭である。すなわち、すべての知識が仮設にもとづくものであっては困る、言い換えるなら、すべての知識について信頼が持てないようでは困るということ、そして、だからといってすべての論証を循環形式に制限されても困る、なぜならその場合、われわれは多くの結論を論証することができず、したがって多くの事象について知識を持つことがなくなるだろうから、ということである。

以上のことを、アリストテレスが「第二の基本原理」を立てる際の直接的な理由ないし動機であるとみなすならば、すくなくともその範囲においては、彼は「第二の基本原理」を要請として提出している、と判断してよいと思われる。

〔三〕この第二の基本原理はつぎの点で危険なことを指摘しておきたい。それは実証的な営みと相容れない。われわれが科学的法則を実験結果によって否定するときの基本的パターンは、一般的法則からの演繹的結論のひとつが実験によって否定されるとき法則もまた否定されるということである。その背後には、結論が偽ならば、前提は偽となるという考え方があろう。第一の基本原理によれば、これは当然の帰結である。しかし、第二の基本原理だけを切り離してそれに固執

す、事態はおそらく逆となるであろう。結論は偽であっても、それより信頼度の高い前提は相変らず真であつてよい（七七—七八頁——傍点筆者——）。

「第二の基本原理」の危険性は、「それだけを切り離してそれに固執するなら」という留保つきで指摘されている。私はそこに、論者の「アリストテレスを容赦するやさしい顔」を想像するのであるが、それでもやはり、弁明は必要であらう。

すでに述べたとおり、『後書』A2—6章は「第二の基本原理」を要請として打出すことから始まり、とくに6章は「第一の基本原理」と関連して弁証が行われている点で重要である。

アリストテレスはまず次のように始める。いやしくも人が何ごとかを論証せんとするならば、彼は必然的な前提から出発しなければならない。その証拠に、われわれは、或ることを論証していると信じている人に対して、その結論が一般的にであれ、或いはすくなくとも議論のためであれ、他様でありうる——つまり、これこれであらざるをえないわけではない——と思うならば、「その結論は必然ではない」と言つて、異議を立てることができるからである（A6, 74b16—21）。ここでは明らかにアリストテレスは「第一の基本原理」を重んじている。彼にとつて「第一の基本原理」は次の点で有効である。「（必然なる中項によつて事象の論証を得なければ、人は理由の知識を得、かつその事象のあること必然なることの知識を持つことはない——「末尾参照——」のであれば、）人が中項必然ならざることを必然だと想定するなら、彼はその結論を実際には知っていないのに知っていると思ひ込む場合があるか、（そのような想定をしないなら）彼は（実際に知っていないとおりに）知っていると思ひ込むことはない場合があるかである」（75a15—16）から、「第一の基本原理」は前提に対する過度の信頼をチェックするのに役に立つ。いま、「第一の基本原理」のうち

「前提が必然ならば結論も必然である」を「理由のある必然」

「前提が必然ならぬもの（偶然）であっても結論は必然である」を「理由のない必然」

と表現する。ところでもし人が「理由のない必然」を「理由のある必然」と取ったならば、彼は実際に理由を持つていないのに知っていると思い込む。しかし結論が必然でない場合は、かならず前提が必然でない、すなわち理由がないことは明白だから思い込みは起こらない。したがって結論が必然でないかどうかを調べることは、起こりうる思い込みをチェックできる。つまり理由がないことが明白になれば、知識は確信し難いことがわかる。

しかし、ここでアリストテレスは一つの問題を提出する。ここからおそらく一つの疑問が出てくるだろう。もし結論があること必然でないならば、つまり理由がないこと明白ならば、いったい何のために人は理由を問う必要があるか。

（必要はない。）なぜなら、任意の理由を問うて（これを承認し）、ついで結論を語ったとしても、それが（理由を問わない場合よりも）もっと確実な知識になるわけではないからである *oûden dapeíou* (75 a 22—25)。「付帯性 *συμβαίνειν*, *accidentia* は必然なるものではなく、したがって結論があることの理由を知っている必然（必要）はないからである」(75 a 31—32)。

この疑問に対して、アリストテレスは次のように答える。やはり問うことは必要である。その意図は、問われ、承認された理由のゆえに結論がただちに必然になる、ということではなく、かの理由を人が主張するならば彼はこの結論を主張することが必然になるためであり、かの理由が真として成立するならばこの結論もまた真だと主張することが必然になるためである(75 a 25—27)。

ここでは、アリストテレスは「第一の基本原理」の限界を指摘し、別の原理——「第二の基本原理」——を立てるこ

との必要性を説いているように思われる。なぜなら「前提の信頼度が結論の信頼度を上廻らない」ならば、人は理由を探し求める氣を起こさないだろうからである。

以上から、おそらく次の程度のことと言えるのではないかと思われる。「第二の基本原理」は一見したところ、つまりそれだけを見たならば、危険である。その理由は大出論文が明確に指摘したところである。しかし、「第一の基本原理」も同様に危険である。なぜなら、「実証的」と称して、一般法則をただ破壊してまわることにそれは利用されるからである。アリストテレスが、すべての知識について信頼が持てないようでは困ると考えていたことは、科学知識に関して彼がかなり健全な觀念を持ちえたことを示す。もし彼が「第二の基本原理」を、「結論の信頼度はつねに、前提の信頼度を下廻らない」のであっては困る、として要請したのであれば、同様に「前提の信頼度はつねに、結論の信頼度を下廻らない」とは言えないから、「第一の基本原理」をも要請したとは言えないだろうか。もしそうであつたなら、一見逆のことを述べている二つの「基本原理」を、知識の現場においては、互いに排斥させることなく、むしろ互いに競合させることによって知識の効率をたかめるために共に有効に働かせることがあつてもよいのではないか。むしろ、このような「推論に関する基本的な考え方」こそ、近代以降急速にたかまった人々の「実証的な営み」に相応しいものであつたらうと思われる。

しかしアリストテレスにとつて、「第二の基本原理」は依然として「第一の基本原理」を上廻る。後者は人が、前者に対して持つ過度の信頼を制限し、人が知識に関して陥りやすい危険を防ぐ程度のものにすぎない、と言ふべきであらう。アリストテレスにとつて、前者は「端的、本来的な知識」の基本原理でなければならなかつた。私は、この原理のゆるぎない優位性は、人が「知識」に対して抱く理念的なものであると思う。アリストテレスが、すべての知識が仮設的で

あつては困るとして、この原理を要請したのは、むろん、この「理念」の発露である、と言うべきである。しかし、それが彼の、科学知識についての「かなり健全な」観念に反するとは思えない。むしろこの「指導理念」に導かれているから、人間の科学知識は進歩すると信じられてよい、と人は信じているのである。

〔四〕彼には……前提と結論の信頼度に関する序列があつた。これは『分析論』においても同時に可知性の序列でもあつたが、『形而上学』になるといっそう明瞭となる。「あの第一のものどもすなわち第一の諸原因こそは最も可認識的なものである。そのわけは、これらによつて、またこれらから出發して、他のすべては知られてくるのである——後略筆者——」(『形而上学』A 2, 982 b 2—3)。

そして、「存在としての存在」が原理中の原理として登場するとき、つぎのような主張は当然と言えるのかも知れない。「——前略筆者——存在としての存在を研究対象としている者が最も適切にあらゆる存在の最も確かな原理を説きうる——後略筆者——」(『形而上学』Γ 3, 1005 b 10—11) (八二頁)。

……いまの『形而上学』からの引用とつぎの『後書』からの引用を比較するとき、アリストテレスのうちになんらかの変化が生じたと考えても無理ではないだろう、と私には思われる。「それぞれの事物に固有の原理をひとが論証しえないこともまた明瞭である。何となれば、「さもなければ」それら「から固有の原理が論証されるところ」の原理がすべての原理の原理となり、これらの原理の知識が一切の知識を主宰するものとならうからである」(『後書』A 9, 76a 16—18) (八三頁)。

私は、『形而上学』が説く「最も可認識的で、最も確かな第一の諸原理」と、『後書』が説く「それぞれの事物に固

有であり、不可論証な諸原理」の間にある格差は、アリストテレスのうちになんらかの変化が生じたから初めて生じたわけではなく、『後書』のうちにすでに予想されているのが、『形而上学』において顕現したのにすぎない、と考える。以下、上記の格差が『後書』においてはなぜ「予想される」だけで「顕現」してはならなかったか、他方それが『形而上学』においてなぜ初めて「顕現」しなければならなかったか、を述べてみる。

問題を『後書』から眺めた場合と、『形而上学』から眺めた場合にわけて、考察してみる。

(I) 『後書』A 7—12章は、だいたい論証の原理についての叙述で占められている。

9章の冒頭の句「それぞれのものを（これこれであると）論証するのは、論証さるべき（これこれの）ことが、かの（それぞれの）ものであるかぎりのそれぞれのものにあるならば、かの（それぞれの）ものの原理から出発する以外にないのは明白であるから、たとえ真の、不可論証の……原理からそのことが論証されたとしても、（かのそれぞれのものの原理から出発していなければ）そのことの知識を持つことにはならない」（75b37—40, cf. 76a4—9）は、論証の原理についての一貫した原則である。大出論文が引用した『後書』の一節は、この章の結論部に当っており、さらにそれはつぎの一節で締めくくられる。「知っているか知っていないか、を知るのは難しい。というのはそれぞれのもの（固有の）原理から知っているか、知っていないかを知るのが難しいからである。この（固有の原理から知っている）ことこそ（それぞれのものを）知っていることにはかならない。しかしわれわれは或るいくつかの真の、第一のものから（結論の）推論を得るならば、（それだけで）知識を持つと思う。しかしこれは真実でない。（結論の）推論は第一のものと類を同じくしていなければならぬ」（76a26—30）。

右の二つの引用は、或る特定のものについての知識がそれから得られる或る特定の論証は終始、その特定のものが属

すると定められる或る特定の類領域のうちで成立するべきであるから、もしその論証が、定められた類領域を踏み越えた何らかの原理によって得られたとしても、そこからは当の事物についての厳密な知識は成立しない、と定めている。そのことは大出論文にも触れられている(八一頁)。

ところで、A 9 章に引続いて10章で、「論証的知識において用いられる原理」として、「それぞれの知識に固有な原理」と(すべて又は多くの知識に)「共通な原理」の二種が挙げられる。「それぞれの類のなかで(のみ)妥当する原理」である固有原理が「基礎定立」と「定義」であり、共通原理が「公理」と一般に呼ばれているもの——矛盾律、排中律など——に当るのはほぼ間違いないところであらう(A10, 76a31ss., A2, 72a14—24)。問題は、共通原理が「それぞれの類のなかで」どの程度振舞うか、ということである。

まず、共通原理も「論証において用いられる原理」である以上は、それは固有原理と共に特定の論証にとって不可欠であるのは明らかである。その点、さきの引用のなかで示唆された、類を同じくしない、何らかの原理とかならずしも同一であるとは言えない。以上から、共通原理はたんに、当該の特定の類を異にするけれども、他の特定の類においてはその固有原理になるような原理とは性質の異なるものである。アリストテレスは、共通原理の共通性とは類比にしたがった *κατ' ἀνάλογίαν* 共通性である、と言う。すなわちそれは、領域的知識が成立する類のなかで妥当する限度で、その知識に充分役に立つからである。それをすべてのものについて容認しなくても、たとえば「大きさ」についてだけ容認すれば幾何学者にとって同じ妥当性を持つし、「数」についてだけ容認すれば算数学者にとって同じ妥当性を持つ(A10, 76a38—40, a42—b2)。

さらに、共通原理はよく知られたものであるから省略されても差支えない。同様に類のあることも、もしそれが明白

ならば——たとえば「数」のごとく——基礎定立しておくことを省略してもよいし、そのあることが論証さるべき属性の定義にしても同様である。しかし論証の本来のあり方として、これらの三つの要素の容認の上に立っていることは変わりがない（76 b 16—22）。

さらに、基礎定立と定義に関しては、或ることをこれから学ぶ者が、かならずしもそれらを持っていることはない原理であるのに対し、公理ないし共通原理は、人がこれから何を学ぼうとそれらを持っている必要がある原理である（A 2, 72 a 15—17）。

以上の特徴づけをまとめると、共通原理は、それぞれの類のなかでは限定的に振舞うだけで充分であるような類比的妥当性を持ち、それぞれの領域的知識においてはいちいち容認の手続を踏む必要がないほど可知的なものとして、どんな知識を持つ者にも容認されているような原理である、とすることができると、したがって、特定の論証的知識にとって共に不可欠でありながら、共通原理は、それ自体としては固有原理を可知性の上でも確実性——或いは信頼性——の上でも上廻る、とすることができると。

アリストテレスは、共通原理の観点から見れば、すべての知識は相互に共通性を持っており *ἐν κοινότητι*、もし共通原理の弁証的知識があるならば、そのような知識はすべての論証的知識と共通性を持っている、とさえ言い切る（A II, 77 a 26—29）。もちろん、ここで彼が共通性と言うのは類比的共通性のことである。しかしながら、すべての知識の間にあるとされる、この種の共通性の主張は、特定の論証を行う者にとっては一方的な独断である。なぜなら一定の論証は一定の類の内部で行われるべきであり、そこでは類が問われることは起こりえないことだからである。他方、上記の弁証論は「一つであれ、いくつかがあれ類を一定なものとして、それにかかわっていない」という意味で類的領域性を無視

するから、どんな類についても妥当するはずの共通原理を問うことができる (77 a 31—32)。したがって、どんな論証的知識もそれぞれの限度内で容認、前提しなければならず、またそれゆえに特定の論証的知識が容認、前提しなければならぬ特定の固有原理よりも、それ自体としてはいつそう可知的で確かであると言えるような共通原理は、まさにそのような性格のゆえに、かの論証原理の原則——それぞれのものの論証はそれぞれのものの原理から出発する以外にない——を打出す『後書』においては、ただそのような性格のものとして予想されるだけにすぎず、そのことの明確化の仕事は『形而上学』に任されることになる。ただし「大きさ」や「数」などの特定の類にだけ妥当するばかりでなく、どんな類を取ってみても妥当するような共通原理そのものを取上げることが、もはや「論証に関する著述」の枠を越えていることは誰の目にも明らかであろう。

(II) 共通原理が論述されているのは『形而上学』Γ 3—8 章においてである。

アリストテレスは 3 章で共通原理の一般性格を述べているが、『後書』で垣間見られたそれと共通するところが多い。公理は、或る特定の類にだけ妥当するものではなく、すべての存在に妥当するものである。そしてすべての人がそれを使うのは、一方 (1) それが存在としての存在の原理であり、類はそれぞれ一つの存在であるからであり、他方 (2) 人々にとって (その都度) 充分である程度に、すなわち論証がかかわる当の類がおおぶ範囲でそれを使うのである (Γ 3, 1005 a 22—27)。それゆえ、特殊研究を行う何人も——幾何学者も算数学者も——それについて、真であるかないかを語るようなことは手掛けない (89—90)。また真理について言及を行っている人々のなかには、公理が論証さるべき方式を示そうと企てる者がいるけれども、そのようなことをするのは「分析論」の教養のなさのゆえンである。「分析論」を学び接するためには人は公理をあらかじめ知っている必要があり、またその講義を聴いている間は、公理と詮議してはな

らなく (b2—5)。

公理は弁駁的に *ékephatós* 証明されるだけである。それは普通の意味の証明 (論証) とは異なる。すなわちこれを証明するとなれば論点先取する、と人に思われ (非難され) ようが、人が同様なことを要求すれば (これに応ずべきは) 証明ではなくて、原理を否定する者に対する駁論になろう、ということである (I 4, 1006a15—18)。

ところで、アリストテレスによれば、この種の原理は、原理のうちで、何人もこれについては誤ることがないという意味で、最も確かな——最も信頼性のある——ものである。その理由は、これが人にとって最も可知的であり、人にとって無仮設的なものであるということである。彼はこの原理の (1) 最大の可知性、(2) 無仮設性を次のように説明する。(1) 何であれ、何かを知ろうとする者が知っていなくてはならないような事柄ならば、彼が知ろうとすることを学ぶためには、その知を彼は所有していなくてはならない。(2) 何であれ、あるもの (存在) の何かを了解している者ならばそれを持つていなければならないような原理は仮設とは言えない (I 3, 1005b11—17)。

(1) は『後書』ですでに指摘されているところであるが、ここではさらに “知る人が持ちうる最も可知的なもの” ということになっている。しかしそれは『後書』の立場と異なるところはないと思われる。ここでもまた共通原理の可知性はそれ自体としては、固有原理のそれを上廻る、と述べられて差支えない。(2) は、任意の、すくなくとも一つの類があることを知っているならば、誰でも容認せざるをえないような原理は仮設でない、と主張している。この主張は、特定の類があることは、その類について何ごとであれ知識を持つべき者であれば誰でも容認せざるをえない、という、固有原理——基礎定立——の無仮設性の主張よりも一段と強い主張である。ここでもまた『後書』の立場と異なることはないと思われる。

以上の理由から、共通原理は「人が持ちうる最も確かな原理」と主張され、この主張は特定の類領域を研究する者の任に適うものでないとすれば、「あるかぎりのあるもの（存在）について（何ごとであれ）知るべき者（存在学者）のなすべき仕事である。というのはその原理はあるかぎりのすべてのものに妥当する——このことがそれらのものに共通してあるから——ことは明らかだからである」（1005 a 27—29）ということになる。

私は、以上のように共通原理に関して『後書』の延長線上にある『形而上学』において主張される「原理の最大の確実性」は、アリストテレスにとってやはり要請であってよい、と考える。なぜならまず、そこではただちに、共通原理が「はたして真であるか」、「はたして何人もこれについて誤ることがありえないか」と問われることになり、Γ 4—8章で矛盾律と排中律について弁証が行われているからである。それはたとえ、『後書』の終り、B 19章（大出論文六四—六五頁、八二—八三頁参照）で語られるところの、「帰納」にせよ「理性の洞観」にせよ、直観によって得られたものであっても——むしろ直観によって得られる以外にないものであるから——である。

次に、アリストテレスが訴えるところの、共通原理の確実さは、つまるところ任意の、すくなくとも一つのものがあることの確実さと同じである。われわれがこれを受容れるのは、どんなものもあらぬとするよりは確かだと信じるからである。この信頼は、最後の駁論の主張するところと一致する。「もし「より多く」ということが「より近似的」ということだとすれば、より多く真なるものが、それにより近似的であるところの或る真理があていだろう。また、たとえこの真理がないとしても、すくなくとも（他のことよりは）より多く確かで、より多く真なるものは現にある」

（Γ 4, 1008 b 36—1009 a 3）。